

運動公園野球場の内外野ラバーフェンス 広告募集要項

<p>広告媒体</p>	<p>北広島町壬生 10500 番地 ●「北広島町千代田運動公園内野球場の内外野ラバーフェンス」 北広島町都志見 12609 番地 ●「北広島町豊平総合運動公園内野球場（どんぐりスタジアム）の内外野ラバーフェンス」</p>																							
<p>広告掲出場所及び 掲出料金</p>	<table border="1" data-bbox="440 488 1401 875"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 488 600 584">場所</th> <th data-bbox="600 488 759 584">区画数</th> <th data-bbox="759 488 986 584">規格</th> <th data-bbox="986 488 1078 584">㎡数</th> <th data-bbox="1078 488 1238 584">1㎡当たりの単価</th> <th data-bbox="1238 488 1401 584">年間(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 584 600 730">外野ラバーフェンス</td> <td data-bbox="600 584 759 730">8区画</td> <td data-bbox="759 584 986 730">1m×8m/1区画</td> <td data-bbox="986 584 1078 730">8</td> <td data-bbox="1078 584 1238 730">5,000円</td> <td data-bbox="1238 584 1401 730">40,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 730 600 875">内野ラバーフェンス</td> <td data-bbox="600 730 759 875">4区画</td> <td data-bbox="759 730 986 875">1m×8m/1区画</td> <td data-bbox="986 730 1078 875">8</td> <td data-bbox="1078 730 1238 875">4,000円</td> <td data-bbox="1238 730 1401 875">32,000円</td> </tr> </tbody> </table>						場所	区画数	規格	㎡数	1㎡当たりの単価	年間(円)	外野ラバーフェンス	8区画	1m×8m/1区画	8	5,000円	40,000円	内野ラバーフェンス	4区画	1m×8m/1区画	8	4,000円	32,000円
場所	区画数	規格	㎡数	1㎡当たりの単価	年間(円)																			
外野ラバーフェンス	8区画	1m×8m/1区画	8	5,000円	40,000円																			
内野ラバーフェンス	4区画	1m×8m/1区画	8	4,000円	32,000円																			
<p>広告掲出期間</p>	<p>1年以上</p>																							
<p>広告募集期間</p>	<p>随時募集中</p>																							
<p>掲載できない広告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの ・政治性のあるもの又は選挙に係るもの ・宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの ・人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの ・社会問題についての主義主張 ・他人を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの ・投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの ・内容が虚偽若しくは誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの ・美観風致を害するおそれがあるもの ・内容又は責任の所在が不明確なもの ・事実を誤認するおそれがあるもの又は消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの ・青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの ・個人又は法人の名刺広告 ・本町の推進している施策に反するもの ・前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適切であると町長が認めるもの ・詳しくは、北広島町広告掲載要綱・北広島町広告掲載基準でご確認ください。 																							
<p>申込方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 北広島町運動公園野球場有料広告掲出申込書をダウンロードして、必要事項を記入してください。 2 件名を「運動公園野球場の広告掲出」として以下の方法で、北広島町役場 																							

まちづくり推進課 地域づくり係まで申込書及び寸法等のわかるレイアウト・デザイン案をお送りください。

・郵便：〒731-1595 北広島町有田 1234

北広島町役場まちづくり推進課 地域づくり係

- 3 北広島町から掲出に関してのお知らせが届きます。
- 4 広告掲出許可通知を受けられたら、指定した期日までに広告掲出料金を納入通知書で納入していただきます。なお、長期継続掲出の場合、掲出料金の割引制度を設けています。
- 5 広告の掲出について打合せの後、自己の負担により指定の場所へ広告を掲出していただきます。